

令和4年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

令和4年度 包括外部監査の結果に基づく措置・取組一覧表

特定の事件：大津市道路及び交通に関する財務事務の執行について

1. 全般意見

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	1 大津市道路及び交通に関する組織体制の見直しと情報共有について				○	総務部人事課
	2 大津市道路及び交通に関する個別計画の進捗管理のあり方について		○	○		建設部道路建設課、建設部道路・河川管理課
	3 大津市道路及び交通に関する事業評価と行政評価の関係について	○	○			都市計画部都市魅力創造課、都市計画部建築指導課
	4 大津市道路及び交通に関する随意契約の手続きについて	○				総務部契約検査課
	5 大津市道路及び交通に関する協働連携型のインフラマネジメントについて		○	○		都市計画部都市魅力創造課、建設部地域交通政策課、建設部道路・河川管理課

2. 個別意見

(1) 建設部道路建設課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 土地一覧表の管理不備について		○			建設部道路建設課
意見	1 建物補償再算定業務委託を随意契約によっていることについて		○			建設部道路建設課
	2 未買収地による事業の進捗遅れの懸念について		○			建設部道路建設課
	3 補償金の土地取得価額への按分について		○			建設部道路建設課
	4 事業の進捗遅れの懸念について		○			建設部道路建設課
	5 橋梁点検の地域一括発注及び工事委託における前金払について		○			建設部道路建設課
	6 市道橋の架替えに要する経費について	○				建設部道路建設課
	7 橋梁の「総合評価値」一覧の入手について	○				建設部道路建設課

(2) 建設部道路・河川管理課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 災害台帳の適宜の更新と活用について	○				建設部道路・河川管理課
	2 舗装長寿命化計画策定における路面性状調査の実施について		○			建設部道路・河川管理課
	3 道路調査業務の分割発注について		○			建設部道路・河川管理課
	4 委託業務時間の算定について	○				建設部道路・河川管理課
意見	1 緊急工事の概算設計額を超えた場合の判断過程の記述について	○				建設部道路・河川管理課
	2 緊急工事の範囲について	○				建設部道路・河川管理課
	3 予算科目の「道路新設改良費」について				○	建設部道路・河川管理課
	4 最低制限価格の設定について	○				建設部道路・河川管理課
	5 小額工事の工種と発注方法について				○	建設部道路・河川管理課
	6 担当者間のコミュニケーションについて	○				建設部道路・河川管理課
	7 緑地台帳の適宜の更新と活用について			○		建設部道路・河川管理課
	8 事業者から提出された報告書の内容の精査について	○				建設部道路・河川管理課
	9 融雪剤の適切な在庫量の確保について				○	建設部道路・河川管理課
	10 大津市道アダプトプログラムの推進と看板の設置について				○	建設部道路・河川管理課

(3) 建設部路政課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	1 受付事案処理目録の管理について	○				建設部路政課
	2 受付事案処理目録への記入時期について	○				建設部路政課
	3 受付事案処理目録の活用について	○				建設部路政課
	4 契約保証金の免除理由の記載について		○			総務部契約検査課

(4) 建設部地域交通政策課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)						担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	その他	
結果	1 月極駐車場の賃貸料について		○				建設部建設監理課
意見	1 部内事務用消耗品の払出記録の未実施について		○				建設部建設監理課
	2 情報セキュリティに関する監査の未実施について		○				政策調整部情報政策課、建設部建設監理課
	3 随意契約の金額妥当性の確認漏れについて		○				建設部建設監理課
	4 大津市地域公共交通活性化協議会の議論の活発化について		○				建設部地域交通政策課
	5 デマンド型乗合タクシーの利用状況の地域別格差について		○				建設部地域交通政策課
	6 地域交通施策に対する市の財源の見直しについて		○				建設部地域交通政策課
	7 大津市バリアフリー推進協議会における事業見直しの対応について		○				建設部地域交通政策課
	8 自転車等放置禁止区域の見直しについて						○ 建設部建設監理課
	9 無人駐輪場の管理について		○				建設部建設監理課
	10 指定管理者の履行確認手続について		○				建設部建設監理課
	11 双方代理回避に対する対応について		○				建設部建設監理課
	12 賃借料の決定手続について		○		○		建設部建設監理課
	13 現金及び現金同等物の確認手続について		○				建設部建設監理課
	14 管理受託者の履行確認手続について		○				建設部建設監理課
	15 大津駅南口機械式駐車場撤去に伴う跡地活用について				○		建設部建設監理課

(5) 建設部広域事業課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)						担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	その他	
意見	1 当初の収支予算になかった項目の市の承認手続について				○		建設部建設監理課広域事業室

(6) 都市計画部建築指導課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)						担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	その他	
意見	1 大津市狭あい道路拡幅整備促進計画における重点施策について		○				都市計画部建築指導課
	2 生活道路整備促進事業における目標値の設定について		○				都市計画部建築指導課
	3 生活道路整備促進事業のより一層の推進と今後の対応について						都市計画部建築指導課
	ア) 土地所有者の土地の無償使用の可能性について						○
	イ) 生活道路整備促進事業におけるホームページの周知・PRについて		○				
	ウ) 生活道路整備促進事業の財源確保について			○			

(7) 都市計画部都市街地整備課

区分及び項目	状態 (R5.5.31現在)						担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	その他	
意見	1 道路土地の現況における情報共有について		○	○			都市計画部都市魅力創造課、建設部路政課
	2 都市計画道路3・4・50号桜かや線改良事業の評価と公表について			○			都市計画部都市魅力創造課
	3 膳所駅周辺整備促進事業のより一層の推進と今後の対応について		○				都市計画部都市魅力創造課

大津市道路及び交通に関する財務事務の執行について

1 全般意見

大津市道路及び交通に関する組織体制の見直しと情報共有について（全般意見1）（本報告書21頁）

1. 事案の概要

市の道路及び交通に関する事業の執行体制については、いくつかの機構改革の変遷を経て現在の組織体制になっているが、下記のとおりいくつか共通の業務実態が見える。

- ① 道路工事事務を行う所管課が複数に跨っている。
- ② 市の道路及び交通に関する事業について概ね、ほとんどの所管課が個別計画を所管している。
- ③ 橋梁の維持管理工事は、本来なら維持管理を専門に実施している道路・河川管理課の所管のはずだが、人員体制等の問題や組織変遷の経緯もあり、現在は道路建設課が所管している。

これらの組織体制の実態を踏まえて、適正かつ効果的効率的な組織体制の視点から見れば、以下の課題が浮かび上がってくる。

- ① 慢性的な人員不足に陥っている。
- ② 道路建設課は橋梁の維持管理という本来の専門ではない機能を所管している。
- ③ 道路整備又は道路の拡幅工事機能が分散化している組織体制であり、主たる業務として所管している道路建設課だけでなく建築指導課や市街地整備課も所管している。

2. 監査の結果及び意見

市にとって恒常的な課題である慢性的な人員不足と求められる機能の効率化集約化を図る観点から、以下の手法が考えられるので、優先順位を勘案して解決策を検討されたい。

- ① 所管課の部分最適ではなく市全体の全体最適の観点から、建築指導課や市街地整備課に分散している道路整備等の機能を道路建設課に集約し、組織体制や予算を見直す。
- ② 道路整備等の機能、道路・橋梁の維持管理機能の集約化のみを行う組織体制を見直す。
- ③ 現行の組織体制はそのままにして、プロジェクトチームを設置するなど臨時的な組織体制を設定して、緊急避難的な対応を図る。

なお、こうした手法を検討する際には、庁内の合意形成を円滑に進めることが極めて重要であり、これまで以上に関係所管課がより一層の情報共有を図ることが重要となることから、これらの点にも十分配慮して進められたい。

講じた措置の内容

【未措置】

組織体制については、各部局からの提案等により、毎年度必要に応じて見直しや改編を行っているところであり、今後、関連する部局と協議を進める中で、適正な組織体制について検討してまいります。

(人事課)

大津市道路及び交通に関する個別計画の進捗管理のあり方について（全般意見2）（本報告書 25 頁）

1. 事案の概要

市は、大津市総合計画第2期実行計画に対する道路及び交通に関する個別計画を策定し、事業を実施している。このうち、大津市地域公共交通計画、大津市舗装長寿命化修繕計画、大津市橋梁長寿命化修繕計画を取り上げ、目標値の設定と進捗管理の視点で比較すると、大津市地域公共交通計画は地域公共交通における課題を整理し、具体的な指標を設定して5年間の計画期間で具体的な事務を執行し、その進捗管理を行って、結果を公表している。

一方、大津市舗装長寿命化修繕計画や大津市橋梁長寿命化修繕計画は、そもそも大津市地域公共交通計画のような具体的な目標値は設定しておらず、その進捗管理の実施と内容の公表をしていない。

2. 監査の結果及び意見

道路及び交通に関する事業は中長期にわたるものであり、当初に設定した前提条件における事業環境も刻々と変動するため、これらの個別計画は具体的な数値目標を設定して継続的な更新を行うとともに、進捗管理を適切に実施することが求められる。

よって、市は今後、大津市地域公共交通計画を除く個別計画における目標値を設定し、その達成状況について進捗管理と効果検証を行う仕組みを構築し、適時に公表することを検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

「大津市橋梁長寿命化修繕計画」については、目標値を設定し、進捗管理と効果検証を行う仕組みの構築及び公表について検討します。

（道路建設課）

【取組中】

「大津市舗装長寿命化修繕計画」については、令和4年度及び令和5年度に実施している路面性状調査の結果を受けて、次期舗装長寿命化計画の策定の基礎となるデータの収集及び分析、将来予測シミュレーションを行い、総事業費の算定やコスト削減に向けた計画立案を進めており、次期計画の策定において目標値などの設定を検討します。

（道路・河川管理課）

大津市道路及び交通に関する事業評価と行政評価の関係について（全般意見3）（本報告書 26 頁）

1. 事案の概要

市は、道路及び交通に関する事業について、令和3年度の施策評価及び事務事業評価を行っている。市は事務事業評価の対象外事業の要件を定めており、このうち、道路及び交通に関する事業は、「公共事業のうち建物建設事業及び複数年度に亘り計画的に推進する事業」として道路整備が該当している。また、「施設の改修、維持補修事業」として道路維持が該当し、更に災害復旧事業も事務事業評価の対象外となっている。

こうしたこともあってか、市の所管課は個別計画に基づき道路及び交通に関する事業を実施

しているにもかかわらず、そのほとんどが個別の事業評価をしていない。

2. 監査の結果及び意見

市が公金を投入して事業を実施する際に個別計画を策定しているにもかかわらず、その計画の進捗管理と実施状況の評価として、事業評価をしないというのは適切な対応とは言えない。計画を策定する以上、その評価を行って次の施策に活用するというPDCAサイクルを実行するのは当然のことである。

市が事務事業評価の対象外とすることの趣旨と事業評価をしないことは次元の異なるものであり、事務事業評価の対象外だから事業評価をしないというのは合理的な理由がない限り、市は説明責任を果たしていないものと思料される。

市は道路及び交通に関する事業の実施に際して多くの公金を投入していることから、その費用対効果を含めて個別計画に基づく事業評価を行い、評価結果に基づく次の対応について、その結果を公表することを検討されたい。

講じた措置の内容

【方針決定】

当課で現在事業を進めている都市計画道路 3.4.50 号桜かや線については、事業期間が今年度末までとなっており、事業完了の後、評価結果を公表する予定です。

(都市魅力創造課)

【措置・改善済】

個別計画としての「大津市狭あい道路拡幅整備促進計画」は、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき滋賀県と共同で策定した「滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり計画」で包括されており、そちらで評価を行っていることから、当該計画書及び事業評価を大津市ホームページ上に掲載しました。

(建築指導課)

大津市道路及び交通に関する随意契約の手続について（全般意見4）（本報告書 27 頁）

1. 事案の概要

市は、道路及び交通に関する事業において、様々な工事や委託の契約をすることがある。その中で、随意契約として比較的多用されるのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（1号随契）と同項第 2 号（2号随契）の随意契約である。

大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドラインでは、上記の小額随契（1号随契）と一者特命随契（2号随契）の要件が所々記載されているが、これらの随意契約は入札による契約の例外として、上記の要件を充足する場合のみ適用できるのであって、要件に該当するから必ず随意契約をしなければならないというものではない旨、規定されている。つまり、上記のガイドラインでは、施工及び契約事務について適正化を図る観点から、随意契約が適切であるかについては、契約方法を十分吟味することを求めているのである。

2. 監査の結果及び意見

今回の監査では、随意契約の妥当性について、疑義を示している事案が散見された。たとえば、建設部道路建設課では建物補償再算定業務委託を 2 号随契しているが、随意契約者以外の

第三者も土地・家屋等の調査等の専門業者であり、当該業務委託を履行することは可能であるとして、指名競争入札を行う必要があることを指摘している。また、建設部道路・河川管理課では道路調査業務を分割発注して1号小額随契をしているが、上記のガイドラインでは1号小額随契を安易に適用しないよう、意図的な分割発注を禁じている旨の記載があり、これらの契約における市の手続が意図的でないにしても、十分に留意して対応する必要があることを指摘している。

随意契約は入札手続に比して事務の簡素化と効率化に繋がる反面、契約の相手先が固定化し契約方法の競争原理と公平性が阻害されるリスクがある。市は随意契約を適用する際には、今一度、その合理的理由を明確にして契約方法の事務手続の簡素化及び効率化と公平性を考慮した上で、対応されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

大津市職員の入札・契約マニュアルや大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインにおいて、随意契約をする場合の理由及び適用となる根拠を明確にすることや、不適切な事例として作為的に分割して小額随契で発注する行為を厳に禁止とする旨を明記しており、随意契約について適正な運用の徹底を図るため、職員用ポータルサイトの掲示板で年に複数回全庁向け通知を行い周知に努めるとともに、職員向け研修会の開催を通して、適切に契約事務が執行されるよう取り組んでいます。

(契約検査課)

大津市道路及び交通に関する協働連携型のインフラマネジメントについて（全般意見5）（本報告書 28 頁）

1. 事案の概要

市は道路及び交通に関する事業を実施する過程で、市民と向き合い市民のニーズを踏まえた施策を展開するため、市民の道路及び交通に関する意識調査を行っている。また、大津市地域公共交通活性化協議会を立ち上げて地域公共交通計画における施策の実施及び進捗管理等に関する定期的な協議や連絡調整を行っている。ただ、その運用という点では課題も見受けられる。

たとえば、建設部地域交通政策課では、大津市地域公共交通活性化協議会における委員の発言する時間が短く十分な議論ができていない状況を踏まえて、建設的な議論の活発化のために、各委員や関係者間のみならず、他の関連部署との協働や情報交換を臨機応変に行う工夫の余地があることを指摘している。また、都市計画部市街地整備課では膳所駅周辺整備推進事業を行う際の事業性調査や関係者の意向確認は今後の対応となっている。市が当該事業を効果的効率的に進めるためには、事業手法の整理など民間の専門的な知見等の活用が求められ、更なるサウンディング調査や民間提案制度など民間の知見を活用する必要があることを指摘している。

2. 監査の結果及び意見

市の道路及び交通に関する市民との協働や連携については、より一層の工夫が必要と考えられる。他都市では、道路管理者側が主体的に他の民間主体等と連携協働によるマネジメントを実施する仕組みである「協働型インフラ・マネジメント」、シーニックバイウェイ北海道の事例

やインフラマネジメント計画を公表して市民との更なる協働や民間事業者が有するノウハウを積極的に導入しようとする府中市の事例がある。

市は、こうした他都市の先進事例も参考にして、市の道路及び交通に関して、より一層の協働連携型のインフラマネジメントを推進することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

今年度に膳所駅南側駅前広場整備手法検討等業務を委託しており、当該業務の中で受託業者とともに周辺地権者や地元自治会など関係団体等へのヒアリングを行い、民間の専門的な知見等を活用しながら、南側駅前広場の規模、機能、在り方や事業手法、南側周辺の土地利用について検討を進めていきます。

(都市魅力創造課)

【取組中】

当課では、これまでも地域公共交通課題に対し、交通事業者をはじめ、関係者による議論を踏まえ対策を検討し、同協議会で協議するとともに、事業を実施してきました。

令和4年度は、原油価格の高騰に対して、各交通事業者と協議を重ね、本市として支援を実施しました。

今後も、関係者等と連携を密にし、地域公共交通の活性化に資する事業を実施します。

(地域交通政策課)

【検討中】

「協働型インフラマネジメント」の導入については、道路マネジメントの方向性や実施主体についての調整など、検証すべき課題も多いことから、引き続き他都市の動向や効果を注視していきます。

(道路・河川管理課)

1 個別意見

(1) 建設部道路建設課

結果(1-1) 土地一覧表の管理不備について(本報告書48頁)

1. 事案の概要

道路事業が終了し道路が令和3年度末までに供用されているにもかかわらず、路政課に所管換えがされずに、土地一覧表に道路建設課の所管として残っている施設名称が都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(札の辻工区)改良事業など114件存在している。これは、道路が供用開始された時点で、路政課に所管換えを行うために必要な手続がなされていなかったことが原因である。

2. 監査の結果及び意見

道路が供用されているにもかかわらず、路政課に所管が移管されていない状況は、直ちに市民に影響を及ぼすものではない。しかし、道路建設課の業務の遅延は規模が大きく、単なる手続遅延とは認められず異常な状況にあると考えられる。この状況を改善するには、過去の土地取得や工事関係の資料の確認のほか、道路用地と隣地との境界の確認、道路用地の再測量、現

地の実地確認などを道路用地に区分される施設名称の件数 100 件以上を対象として行うこととなり、膨大な作業となる。

このため、現在の道路建設課の人員体制と予算で対応することは極めて困難であることから、改善に必要な手続を行っていくために期間を限定した特別プロジェクトチームの設置など、必要な人員と予算を確保の上、組織的な体制の構築を検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

令和 4 年度は地積 2,719.08 m²、延長約 270m に相当する道路用地を路政課へ所属換えしました。今後も用地測量、測量図等の整備、官民境界杭の設置等を行い、所属換えに取り組みます。

(道路建設課)

意見（1-1）建物補償再算定業務委託を随意契約によっていることについて（本報告書 41 頁）

1. 事案の概要

立ち退きの際の建物補償額の算定に関しては、土地所有者との当初の交渉の際に実施される建物補償算定業務委託及び補償算定調書精度監理業務委託、交渉が終了する際に実施される建物補償再算定業務委託の三つがある。建物補償算定業務委託契約の委託先は、指名競争入札により決定している。補償算定調書精度監理業務委託契約の委託先についても、指名競争入札により決定している。一方、建物補償再算定業務委託契約の委託先は、建物補償算定業務委託契約と同じ者としており、随意契約（適用法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）によっている。

2. 監査の結果及び意見

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、当該業者以外の第三者に契約を履行させることが業務の性質上不可能又は著しく困難な場合を想定している。しかし、建物補償再算定業務委託契約においては、当該業者以外の第三者も土地・家屋等の調査等の専門業者であり、当初の建物補償算定業務委託契約の成果物を活用することなどにより、建物補償再算定業務委託を履行することは可能である。建物補償算定業務委託及び補償算定調書精度監理業務委託においては、指名競争入札が行われている。当該入札における応札者は多く、落札率は 80% を下回っており競争性が確保されていることから、建物補償再算定業務委託についても、指名競争入札を行うことを検討すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

建物補償再算定業務は原則、指名競争入札を行います。

(道路建設課)

意見（1-2）未買収地による事業の進捗遅れの懸念について（本報告書 44 頁）

1. 事案の概要

都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）の当初の事業期間は、平成 22 年度～令和 2 年度であったが、平成 22 年度～令和 6 年度に変更されている。これは、事業予定地の一部の取得ができていないことが主たる要因である。この未買収地については買収交渉が難航し、開通目標年度が近付く中、期限までに任意による土地取得は困難と判断され、令和 3

年3月に滋賀県に対し、収用の裁決申請を行った。令和3年12月に滋賀県収用委員会による審理が開催されたが結審せず、令和4年12月に第2回審理が行われることとなった。このため、結審及び裁決は令和5年中となる見込みである。裁決後、相手方が明渡しに応じない場合は行政代執行となり、土地の取得は令和6年度以降になるおそれがある。

2. 監査の結果及び意見

令和3年度においては、未買収地のため事業の進捗は停滞せざるを得なかったが、令和3年度末の事業の進捗率は69%であるので、認可を受けた事業期間の終了年度である令和6年度までの3年間で停滞した事業の進捗を100%とすることが目標となる。しかし、現状では未買収地の取得が遅れるおそれがある上、道路が供用されるまでの残工事があり、令和6年度中の開通に間に合わない懸念がある。本路線において通行する市民の安全を早急に確保するため、市はできる限りの早急な対応を継続すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

早期に事業用地を取得するよう関係機関と十分に連携しつつ、土地収用法の規定に基づき適正かつ迅速に手続を進めます。事業用地取得後は、効率的に道路整備を進めます。

(道路建設課)

意見(1-3) 補償金の土地取得価額への按分について(本報告書45頁)

1. 事案の概要

都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(北国町工区)の事業において、土地売買代金のうち引渡時の残金の支払、この土地上の家屋補償金及び営業補償金の残金の支払があった。土地売買代金4,588,960円、補償金48,456,000円及び付随費用552,440円の合計53,597,400円が土地の取得価額である。取得した土地は地番が二つに分かれているため、取得価額を二つに分けることとなる。取得価額の分割において、土地売買代金は土地面積に比例しているが、補償金及び付随費用(登記委託料と登記手数料)は土地面積とは関係なく、単に土地の件数で按分している。これは、市が補償金及び付随費用について簡便な処理を行っているためであり、従来から採用されてきた方法である。

2. 監査の結果及び意見

補償金は、土地売買代金より高額となることが多く重要性は高い。補償金及び付随費用についても、土地売買代金と同様に土地面積に比例させて取得価額を按分することがより正確な方法である。より正確な方法を行っても事務処理を行う上で煩雑さはないため、市は簡便な処理方法からより正確な方法に変更すべきである。その際、過去に実施した簡便な処理方法の見直しも併せて検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

補償金及び土地取得に係る付随費用について、取得面積に応じ按分する手法を採用します。また、過去に取得した土地については見直しを実施、是正に取り組みます。

(道路建設課)

意見(1-4) 事業の進捗遅れの懸念について(本報告書47頁)

1. 事案の概要

都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線の事業期間は、平成 29 年度～令和 6 年度である。令和 3 年度末の事業の進捗率は 9% であり、事業の認可期限までに完了することが非常に困難な状況である。これは、認可を受けた事業期間内の年度ごとの予算が取れなかったことが主たる原因である。

2. 監査の結果及び意見

事業収用予定地は、小学校と高校の公有地のほか、民間会社が使用している土地や移転交渉に時間を要する民間の住宅があり、工事に着手し、供用が開始されるまでには相当の期間を要することが予想される。認可を受けた事業期間の終了年度は令和 6 年度であるが、令和 7 年度以降に変更せざるを得ない状況である。

本路線は、住民が参加する令和 3 年度通学路合同点検の結果、道路管理者による対策必要箇所として抽出されており、通学路の安全を確保すべき道路である。市はできる限りの早急な対応を行うべく、人材や財源等の確保のための庁内調整を行う必要がある。

講じた措置の内容【取組中】

都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線の事業進捗は厳しい状況であり、今後事業認可期間の延長を想定しています。国や滋賀県に対し、継続的かつ安定的な補助金措置の要望を行い、安定的な財源確保に努め、着実に道路整備を進めます。

(道路建設課)

意見（1-5）橋梁点検の地域一括発注及び工事委託における前金払について（本報告書 50 頁）

1. 事案の概要

公共工事においては、着工時に工事代金の一部を前払する制度が設けられているが、受注者が債務不履行に陥った場合に、前払金の保証を行う保証事業会社により、発注者が支出した前払金を保証する制度が設けられている。

一方、橋梁点検の地域一括発注及び工事委託においても前払が行われているものがあつたが、その協定書において、保証事業会社との保証契約についての記載がなかった。

2. 監査の結果及び意見

前金払は、地方自治法施行令第 163 条の規定により認められているものであり、その支出を否定するものではないが、橋梁点検の地域一括発注や工事委託の場合においても、工事請負契約の取扱いと平仄を合わせることが望ましいと考えられ、受注者との協議録に記載するなど、何らかの形で文書化などすることを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

前金払の履行保証について、協議録に記載すること等、受託者と協議します。

(道路建設課)

意見（1-6）市道橋の架替えに要する経費について（本報告書 51 頁）

1. 事案の概要

橋梁長寿命化修繕計画策定業務の成果物を閲覧したところ、今後 50 年間の予防保全型管理の対策事業費と市道橋の架替えに要する経費について複数のシミュレーションが行われてい

る。

このうち、市道橋の架替えに要する経費については、大津市橋梁長寿命化修繕計画に記載されていなかったが、道路建設課によると、予防保全型の管理を行っていくとしても、将来の架替えは不可避であるとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

今後、50年間は、同計画に基づく予防保全型の管理を着実に実施していく必要があるが、その後の対応についても念頭において検討しておく必要がある。

同計画においても、令和7年度末までに約20橋程度について橋梁の撤去等による集約化を検討することとしているが、人口が減少傾向にある中、現状のままの橋梁数を維持し続けることは難しいと考えられることから、令和8年度以降においても集約化の検討を継続する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

令和8年度以降においても集約化の検討を継続します。

(道路建設課)

意見(1-7) 橋梁の「総合評価値」一覧の入手について(本報告書52頁)

1. 事案の概要

橋梁長寿命化修繕計画策定業務の成果物には、「諸元重要度」(橋梁諸元のみで相対的な優劣を付けるための評価)の一覧表は含まれていたものの、「総合評価値」(橋梁の部材毎に得られる点検結果(健全度)を活用した部材全体の健全度の総合的な評価)の一覧表が含まれていなかった。

2. 監査の結果及び意見

橋梁別の「総合評価値」と「諸元重要度」は、いずれも大津市橋梁長寿命化修繕計画の策定に当たって重要な情報であると考えられるため、いずれも成果物に含めて入手しておくべき情報であったと考えられる。道路建設課では、監査期間中に橋梁別の「総合評価値」の一覧表を入手しており、「諸元重要度」の一覧表と合わせて、今後の検討に当たって活用されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

大津市橋梁長寿命化修繕計画については、「総合評価値」と「諸元重要度」を考慮して計画を策定しています。総合評価値の一覧表については業務報告書に添付しました。

(道路建設課)

(2) 建設部道路・河川管理課

(結果2-1) 災害台帳の適宜の更新と活用について(本報告書67頁)

1. 事案の概要

大津市総合防災情報システムにおける令和3年8月の大雨による被害状況一覧を閲覧したところ、処理状況が「未対応」となっているものが1件、「対応中」となっているものが24件となっていた。災害発生から既に1年経っており、いまだ未対応や対応中になっている理由を確認したところ、実際には対応不要のものであり、処理状況の変更が未了だったものとのこと

である。

2. 監査の結果及び意見

このように適宜の修正が行われていない原因として、当該システムの更新は現場担当者任せになっており、定期的な上長の確認が行われていないことにあると考えられる。定期的に上長が被害状況一覧を出力し、未対応や長期的に対応中のものが残っている場合にはその顛末を確認し、適宜にシステムデータの修正を行うべきである。

定期的な確認は単に入力漏れを防ぐだけでなく、頻発する災害対応において対応の優先順位付け、道路状況の把握や災害状況の分析にも役に立つものと考えられる。今後も異常気象による災害発生が頻発することが想定されることから、市は当該システムを活用し、効果的かつ効率的な災害対応を実施されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

定期的な上長が被害状況一覧を確認し、データの管理を行いました。

災害対応については、大津市総合防災情報システムを活用し、災害発生頻度に応じ、重点的にパトロールを実施しています。

(道路・河川管理課)

(結果 2 - 2) 舗装長寿命化計画策定における路面性状調査の実施について (本報告書 70 頁)

1. 事案の概要

令和 2 年に策定された大津市舗装長寿命化修繕計画においては、将来予測シミュレーションに基づく総事業費の見込額やコスト削減効果が示されていない。これは、これらを試算するために必要な直近の路面性状調査の実施が平成 25 年度と一定の期間を過ぎていたが、社会資本整備総合交付金の要件に当該計画の策定が必要とされていたため、当該計画の策定を優先したためである。市が当該計画の策定に際し参考とした国の舗装点検要領では、点検頻度として「全路線、全車線対象に 5 年に 1 回の頻度で行うことを基本とする」とされており、当該計画策定時点では既に前回の路面性状調査から 5 年を超過していた。

2. 監査の結果及び意見

道路をはじめとした社会資本の老朽化は全国的にも問題となっており、それゆえ、国は公共施設等の管理計画や道路・橋梁等の長寿命化計画の策定を推進し、社会資本整備総合交付金の交付要件にも老朽化対策を行う事業の計画の策定を求めているものである。県や隣接する京都市等における同種計画では、基本方針や推進方針、実施スケジュールのほか、将来予測シミュレーションに基づく総事業費の見込額やコスト削減効果を示しているものも少なくない。

市は、今後においては 5 年を目途に定期的な路面性状調査を実施するとともに、次期舗装長寿命化計画の策定においては、将来予測シミュレーション等に基づいた総事業費やコスト削減効果を明確に示すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

令和 4 年度及び令和 5 年度に実施している路面性状調査の結果を受けて、次期舗装長寿命化計画の策定の基礎となるデータの収集及び分析、将来予測シミュレーションを行い、総事業費の算定やコスト削減に向けた計画立案を進めています。

(道路・河川管理課)
(結果 2 - 3) 道路調査業務の分割発注について (本報告書 71 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>市は令和 3 年 8 月、市道幹 1052 号線と幹 2028 号線に関する道路調査業務を別契約として、同日に契約額各 498,300 円にて随意契約を締結している。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、市においても測量・建設コンサルタント等の委託業務については、予定価格が 50 万円を超えないものについて随意契約が認められるが、当該契約については同日に同じ事業者 3 社に対して見積照合通知書が出されている。業務内容も同じであり、最終的に同一業者が受注していることから、一括して発注することが可能であったと考えられる。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>道路・河川管理課によると、事前に専門業者に聴取を行ったところ、それぞれの調査箇所の交通量から両業務を同一日に実施することは難しいとのことであったが、道路調査業務においては同一日に調査を実施する必要性は低いと考えられる。また、競争入札実施による経費削減効果の検討や業務スケジュールに合わせた業務の遂行も重要であるが、民間事業者との契約においては透明性、公平性の確保を優先すべきである。</p>
<p>講じた措置の内容【取組中】</p> <p>近接する箇所で道路調査業務を発注する場合は原則、指名競争入札を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
(結果 2 - 4) 委託業務時間の算定について (本報告書 75 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>市が民間事業者に委託して実施している除雪や融雪剤散布等の雪寒対策業務について、令和 3 年度の雪寒対策業務日報を閲覧したところ、作業時間帯が 8 時間を超えているにもかかわらず、休憩時間を考慮することなく作業時間が算定されているものが散見された。労働基準法では休憩の付与が定められており、仮に役員等が業務に従事したとしても通常、昼食等の休憩時間を取ることから、1 時間程度の休憩時間を考慮して作業時間を算定すべきである。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>道路・河川管理課が委託業者に状況を確認したところ、除雪業務は一斉に休憩することは難しく人員交代しており、雪寒対策業務日報では会社を代表して 1 名を記入していたとのことである。また、融雪剤の散布業務及び道路巡回業務においても、休憩時間が考慮されない時間数の算定があったことから、市は雪寒対策業務日報提出時に業務内容や時間数、従事者の人数等を確認して受理すべきであった。</p> <p>また、現状の雪寒対策業務日報の様式は、時間数のみの記載でどの担当者が何を実施したのか判明しない等課題の多い様式となっているため、雪寒対策業務日報の様式も改善を図られたい。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>受託者に対し、交代要員及び適正な休憩時間の取得を指導するとともに、業務日報の様式の見直しを行いました。</p>

(意見 2 - 1) 緊急工事の概算設計額を超えた場合の判断過程の記述について (本報告書 68 頁)

1. 事案の概要

令和 3 年 7 月の大雨による影響により、市道の道路側溝より水が溢れ出たことから、通行機能回復と二次被害防止のため、至急撤去及び清掃を行う必要があるとして、市は概算設計額 1,000,000 円 (税込) で、堆積物撤去工事を近隣の業者から選出し、一者随意契約で緊急工事を発注することとした。当該業者からの見積額は 1,295,800 円 (税込) であり、当該金額で契約した。

概算設計額を超えた理由を聴取したところ、当初概算設計額を見積もった際の想定以上に土砂堆積があったため、作業経費の精査を行い、業者からの見積額が不合理ではないと判断し、再度、契約検査課とも相談した上で、当該業者へ発注を行ったということであった。災害時であり、状況によっては概算設計額を超えて契約するケースが発生することは十分に考えられるが、その要因や設計額を超えている中、当該業者へ発注したという判断過程について、当該工事ファイルへの記述は残っていなかった。

2. 監査の結果及び意見

緊急工事については、その緊急性により、事前の手續等が簡略化されており、それは合理的であると考えているが、事後的な説明が適切になされるよう、今後、概算設計額を超えて工事を発注する場合は、施行伺兼支出負担行為書 (小額) に、その判断過程について記載を残しておくべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

内容変更や工事請負費に大幅な増減が生じる場合は、その経過を添付することとしました。
(道路・河川管理課)

(意見 2 - 2) 緊急工事の範囲について (本報告書 68 頁)

1. 事案の概要

令和 3 年 4 月、市道において陥没があり、通行機能回復及び二次被害防止のため、緊急に補修を行う必要が生じたとして、市は、概算設計額 500,000 円 (税込) で緊急施行伺書 (小額) を起案した。その段階において添付されていた位置図によると、補修すべき箇所は一箇所であった。

その後、現地を再確認したところ、近隣 (直線距離で 200m 程度の距離) においても、ポットホール (アスファルト舗装の道路のくぼみやへこみ) や亀甲状のひび割れが見つかったため、市は当初の一箇所のほか、近隣の二箇所を加えて、合計三箇所の道路改修工事の見積もりを取り寄せ、1,298,000 円 (税込) の一者随意契約を行った。

2. 監査の結果及び意見

近隣であれば合わせて工事を行う方が効率的であるが、当初、緊急工事として起案した補修箇所はあくまで一箇所なのであるから、再度他の二箇所を含めて緊急施行伺書 (小額) を作成するか、他の二箇所は、緊急ではない別途工事と捉えた上で、しかるべき手續に則り、業務を

<p>履行するべきであった。</p> <p>緊急工事は、緊急体制が確保できる近隣業者から選定され、一者随意契約となることが多く、競争性や公平性が担保されにくいと考えられるため、緊急工事の範囲は限られるべきであり、今回のような発注方法を安易に認めるべきではない。今後は、緊急工事の範囲を明確にした上で、その工事のみを緊急として扱うこととされたい。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>緊急工事の範囲を明確にした上で、業務を履行することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
<p>(意見 2-3) 予算科目の「道路新設改良費」について (本報告書 69 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>道路・河川管理課の道路新設改良費は現状維持の範囲内の改修に使う予算とのことであるが、道路建設課にも道路新設改良費がある。道路・河川管理課の道路新設改良費は、側溝や歩道を整備することから道路維持修繕費とは区別されるべきものであるが、現道路区域内における改良事業であることから、これを道路新設改良費に入れるのは紛らわしいと考えられる。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>市民に対して分かりやすい予算書にするためにも、市は、道路「新設」改良費ではなく、道路「改修」改良費等内容が明確な予算科目を設定することを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【その他 (現状維持)】</p> <p>道路新設改良費については、新設道路のみでなく、現道路区域内における側溝等の新設改良も含めた事業を実施する予算であるため、現行のまま対応します。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
<p>(意見 2-4) 最低制限価格の設定について (本報告書 72 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>民間事業者に委託して実施している道路パトロール業務の設計書を閲覧したところ、入札最低制限価格の算定において、一般運転手、普通作業員の人件費が令和元年当時の最低賃金 866 円で算定されていた。担当の道路・河川管理課で独自に入札最低制限価格を設定したものであるが、市の入札・契約マニュアルでは「最低賃金を上回るように設定してください。」とある一方、契約検査課長通達では「最低賃金を確保するようご留意ください。」とある。契約検査課では通達が優先するとのことである。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>契約検査課の通達が優先するとしても、適正な競争入札の実施やダンピング防止といった入札最低制限価格設定の意義を踏まえると、入札最低制限価格設定における人件費が最低賃金と同額となるのはその意義に沿うものではないと考えられる。よって、市は、入札最低制限価格の算定においては、できるだけ最低賃金を上回るように設定することを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>今年度の道路パトロール業務について、適正な競争入札の実施やダンピング防止のため、入札・契約マニュアルに基づき、最低制限価格の設定を行いました。</p>

(意見 2-5) 小額工事の工種と発注方法について (本報告書 73 頁)

1. 事案の概要

下表の二つの工事 (①工事、②工事) について、市は小額工事の随意契約に該当するとして、近隣の地元業者 2 社に対して見積照会を行った。いずれの工事も令和 2 年度以前より、住民から補修を要望されていたものであったため、市は令和 3 年度の早い時期に補修工事を行う方針とした。

図表 2-1 各工事の発注手続の概要

工事名	工種	見積照会通知日	見積照会会社と見積額	契約工期
①工事	側溝蓋補修工事	R3. 4. 23	A社:1,298,000円(税込) B社:1,502,600円(税込)	R3. 5. 11～ R3. 5. 31
②工事	道路維持修繕工事	R3. 4. 15	A社:1,298,000円(税込) B社:1,365,100円(税込)	R3. 5. 17～ R3. 6. 30

(出所 市提供資料より監査人作成)

市の担当者は異動されたばかりで、前任担当者から引継ぎを行い、工種が異なることから、別々の工事と捉えるべきとのことで、それぞれ別業務として地元業者への相見積照会を実施したところ、いずれの工事も A 社が受注することとなった。

①工事と②工事は直線距離で 200m 程度の距離であり、また、工期も近くなっている。今回のケースにおいては、市が作為的に分割して契約する行為を行ったわけではないが、結果的には、同業者が施工しており、かつ、現場が近いことから、両工事を合わせて原則的な手続に沿った発注を行えた可能性がある。

2. 監査の結果及び意見

工事内容は異なるが、見積照会会社がいずれも同一であることを考えると、特殊な専門性が必要であるということで別々の工事として発注する必要性もなかったわけであり、工事内容に過度にとらわれることはなかったと考えられる。今後は、このようなケースにおいては、事前にベテラン職員による工事内容の吟味を行い、工事を分割して発注する必要性の有無を確認した上で、発注方法を検討すべきである。

講じた措置の内容【その他 (見解相違)】

登録業種の異なる別工事として、同一学区内の近隣登録業者よりそれぞれ見積徴取を行ったものであり、該当する工種の登録業者が少ない学区については、同じ業者へ依頼することになります。

今後も、工事内容や分割の必要性を確認した上で、工事発注していきます。

(道路・河川管理課)

(意見 2-6) 担当者間のコミュニケーションについて (本報告書 74 頁)

1. 事案の概要

下表の二つの工事（③工事、④工事）について、市は大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインに従い、近隣の地元業者2社に対して見積照会を行った。市の各工事の担当者は異なり、それぞれの担当者が別業務として相見積照会を行ったところ、いずれの工事も相見積先は同じ会社となった。また、③工事と④工事は直線距離で150m程度の距離であり、工期も近く、工種もほぼ変わらないものとなっている。

これらの工事について、担当者間でコミュニケーションを密に取っていれば、工事を分割する必要は無かったと考えられる。当該ケースも、市が作為的に分割して契約する行為を行ったわけではないと考えられるが、結果的には、同種工事を同事業者が施工しており、かつ、現場が近いことから、両工事を合わせて原則的な手続に沿った発注を行えた可能性がある。

図表2-2 各工事の発注手続の概要

工事名	工種	見積照会通知日	見積照会会社と見積額	契約工期
③工事	道路維持修繕工事	R3. 4. 12	C社:1,105,500円(税込) D社:1,214,400円(税込)	R3. 5. 13～ R3. 6. 30
④工事	道路維持修繕工事	R3. 4. 16	C社: 601,700円(税込) D社: 614,900円(税込)	R3. 5. 7～ R3. 6. 11

(出所 市提供資料より監査人作成)

2. 監査の結果及び意見

今後は、近隣で修繕工事の可能性がないかどうか、担当者間でも密にコミュニケーションを取るとともに、上席者は修繕工事の発生可能性を網羅的に把握し、一括して発注可能な工事が検討できる体制を設けるべきである。たとえば、定期的に各担当者や上席者が集まり、今後潜在的に補修工事を行う必要があると考えている事案を共有する等の場として、工事調整会議のようなものの開催も検討すべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

課内、係内において十分な情報共有や調整を行うこととしました。

(道路・河川管理課)

(意見2-7) 緑地台帳の適宜の更新と活用について (本報告書74頁)

1. 事案の概要

市が街路樹等の管理において作成している緑地台帳を閲覧し、令和3年度に市が民間事業者へ委託して実施した街路樹診断業務の反映状況を確認したところ、道路・河川管理課では緑地台帳への診断結果の反映はできていないとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

緑地台帳については法令上の作成義務はないものの、道路緑化の今後の推進に向けて根拠となる資料となる可能性が大きく、適宜の更新が必要となるものと考えられる。紙の緑地台帳では適宜の更新は難しいとのことではあるが、今後は道路管理システムを活用して適宜の更新を実施されたい。

<p>講じた措置の内容【検討中】</p> <p>道路台帳システムを活用した緑地台帳の整備を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
<p>(意見 2-8) 事業者から提出された報告書の内容の精査について (本報告書 76 頁)</p> <p>1. 事案の概要</p> <p>市が令和 3 年度、民間事業者に委託した「地下道ポンプ室等ピット内清掃」の完了報告書の綴りを閲覧したところ、綴りの中に民間事業者が作成した「出来形管理一覧表」という書類があり、当該書類には作成責任者の押印はあったものの、他の事項には何の記載もなかった。同じ綴りに「委託業務完了報告書」があり、市が実施内容を精査しているため当該書類を一式として受け付けたとのことである。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>市が発注する委託業務の中で、必要な場合には特記仕様書などにより受託事業者側に監理技術者等を置くことを求めることがあり、監理技術者の確認や評価の証跡を業務執行の確認のため、添付資料として残すべきである。市は、事業者から提出された報告書について様式として求められている書類だけでなく、その根拠となる添付資料についても必要性を精査し、場合によっては漏れや不十分なものについて再提出を求めるなどの対応を検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>業務仕様書及び特記仕様書により、提出書類を定めるとともに、必要に応じて添付資料の提出を求めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
<p>(意見 2-9) 融雪剤の適切な在庫量の確保について (本報告書 76 頁)</p> <p>1. 事案の概要</p> <p>雪寒対策事業で使用する融雪剤の保管状況を視察したところ、市道幹 1002 号線の橋梁高架下の保管所では、融雪剤が倉庫の外に保管されていた。道路・河川管理課によると、昨今の円安による物価上昇により、融雪剤においても価格の高騰が予想されたことから、令和 3 年度においては例年より多くの融雪剤を仕入れたため、在庫も多くなっているという。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>倉庫の外に長期的に保管されていることは適切な状態とは言えないと考えられるため、市は融雪剤について適切な在庫量を設定し、倉庫内に保管することを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【その他 (現状維持)】</p> <p>雪寒対策に係る融雪剤の保管については、例年の使用量から在庫量を設定し、融雪剤の配置も勘案して市内 3 箇所に保管可能な施設を選定しており、倉庫内への保管や品質を保つためのシート掛け保護を行い、適切に保管しています。</p> <p style="text-align: right;">(道路・河川管理課)</p>
<p>(意見 2-10) 大津市道アダプトプログラムの推進と看板の設置について (本報告書 77 頁)</p> <p>1. 事案の概要</p> <p>市は道路愛護意識の高揚を図るため、自治会等の有志団体に市道の清掃美化活動を実施して</p>

もらう大津市道アダプトプログラム制度を設けている。当該制度で管理されている市道の一つを視察したところ、参加団体を示す看板がなく、他の市道でも参加団体が希望していないため、看板を設置していないという。

2. 監査の結果及び意見

他の地方自治体では同様の制度において自治会等の非営利団体だけでなく、民間企業も参加することができ、参加団体の看板も設置されていることも少なくない。民間事業者にもその参加資格を広げるとともに、参加団体を示す看板等を設置することを推奨することにより、更なる道路愛護意識の高揚を図るよう検討されたい。

講じた措置の内容【その他（現状維持）】

本市のアダプトプログラム制度でも従前から民間事業者の参加を認めています。看板等の設置については、参加団体からの要望がないことから、設置の予定はありませんが、今後も引き続き、参加団体の道路愛護意識の高揚を図れるよう事業を実施していきます。

(道路・河川管理課)

(3) 建設部路政課

(意見 3-1) 受付事案処理目録の管理について (本報告書 85 頁)

1. 事案の概要

市民や法人、団体等から要望、提案、意見等があった場合、必要に応じて査察指導を行い経緯や結果を要望等記録書に記録している。要望等記録書を作成し、受付番号を取った後、受付事案処理目録に記入することで一覧して管理できるようにしている。

2. 監査の結果及び意見

受付事案処理目録の管理状況を確認したところ、要望等記録書では完了になっているものの、受付事案処理目録では完了になっていないケースがあった。

要望等記録書の作成後、完了した場合は受付事案処理目録へ遅滞なく記入する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

監査後、受付事案処理目録で未完了となっていたケースの消込処理を行いました。

完了した場合は、受付事案処理目録に遅滞なく記入します。

(路政課)

(意見 3-2) 受付事案処理目録への記入時期について (本報告書 86 頁)

1. 事案の概要

受付事案処理目録は、要望等記録書を作成し、受付番号を取った後に記入することで連番管理されている。受付事案処理目録の連番管理の状況を確認したところ、1月の記載の後に9月の記載があるケース、令和2年度の受付事案処理目録に令和元年度の記載があるケース等、受付事案処理目録の記載までに時間を要しているケースが散見された。また、令和3年度の受付事案処理目録は最終の受付日が2月10日となっており、それ以降の記載はなかった。

2. 監査の結果及び意見

<p>市民や法人、団体等から要望、提案、意見等があった場合は、市は遅滞なく要望等記録書を作成するとともに受付事案処理目録に記入することで、適時に網羅的に受付事案処理目録を作成する必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>受付事案処理目録に遅滞なく記入することを徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(路政課)</p>
<p>(意見 3-3) 受付事案処理目録の活用について (本報告書 86 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>受付事案処理目録の月ごとの受付件数は6月、7月が多くなる傾向にあり、同月の内容の多くは樹木のはみ出しによるものである。受付事案処理目録で完了になっていない31件の内容別の内訳は樹木のはみ出しが11件(35%)、次いで看板、バリケード等の不法設置が7件(23%)、河川等の不法占用が4件(13%)、その他9件(29%)となっている。</p> <p>このように、要望等記録書の内容の多くが樹木のはみ出しが原因となっており、完了になっていない件数の割合でも樹木のはみ出しが最も多くを占めている。樹木のはみ出しは、歩行者や自動車等の通行に支障をきたし、見通しが悪いことから交通事故を引き起こしてしまうおそれもある。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>市は、こうした受付事案処理目録から不法占用等の要因を分析し、不法占用等を減少させることで安全な道路の管理に繋がるよう、受付事案処理目録を活用されたい。また、すでに実施している広報活動では、広報前後の件数を比較する等して広報効果の測定を行い、効果的な広報を行うことが必要である。その上で、改善が見込まれない場合には、危険度又は優先順位によって行政代執行によることも検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>受付事案処理目録を分析したところ、不法占用例えば草竹木の越境が多いことから、ホームページ上での啓発を冬季の雪の重みによる倒木なども想定した、よりわかりやすい表現に改善しました。また、年1回の広報掲載を2回以上としました。</p> <p>なお、行政代執行については、それに至る以前の段階で、危険度及び優先順位に応じた是正指導を随時行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(路政課)</p>
<p>(意見 3-4) 契約保証金の免除理由の記載について (本報告書 87 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>契約保証金とは、契約を締結する場合に債務の完全な履行を確保するために徴する担保であって、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約の相手方から納付させる保証金である。</p> <p>大津市契約規則では、契約保証金について第24条第1項の各号に該当する場合には契約保証金の全部又は一部を免除することができると規定されている。契約保証金の対象となる契約には以下のような契約があり、いずれの契約についても契約保証金の全額が免除されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳作成委託契約

- ・道路台帳構造化業務委託契約
- ・道路台帳・境界情報システム、公用自動車等のリース契約

2. 監査の結果及び意見

契約保証金の免除には大津市契約規則第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当する必要があるが、上記の契約についてどの号に該当し契約保証金の全額を免除にしたのか文書として残されていない。契約保証金の免除理由の文書化について検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

契約保証金を免除する場合は、大津市契約規則第 2 4 条第 1 項各号のいずれに該当するかを契約締結時の決裁文書等に明記するよう、「大津市職員の入札・契約マニュアル」に追記し、周知を図ってまいります。

(契約検査課)

(4) 建設部地域交通政策課

(結果 4-1) 月極駐車場の賃貸料について (本報告書 107 頁)

1. 事案の概要

市は、月極駐車場における月額駐車料金について消費税の改正分は反映しているが、大津市公有財産等管理規則に基づいた賃貸料との比較検討が実施されておらず、同規則に基づいた賃貸料との乖離が生じている駐車場が存在している状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

公有財産の賃貸料の計算については同規則第 38 条に定められており、当該月極駐車場の契約は 1 年単位となっているため、契約更新時に賃貸料の見直しが必要となる。市は、同規則第 38 条の規定に従い、契約更新時において賃貸料の算定を実施し、賃貸料の見直しを実施する必要がある。また、当該手続については文書化し、後日検証ができるよう対応することについても留意すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

大津市月極駐車場管理運営業務の業務内容に周辺の駐車場料金等の実態調査業務を設けました。本実態調査により、周辺の駐車場料金との乖離が確認された際には、大津市公有財産等管理規則などに基づき当該駐車場料金の改定を検討いたします。

(建設監理課)

(意見 4-1) 部内事務用消耗品の払出記録の未実施について (本報告書 97 頁)

1. 事案の概要

令和 3 年度よりコスト削減を目的として、それまで建設部各課で調達・管理していた事務用品を地域交通政策課 (現・建設監理課) が建設部全体で一括管理することになった (新しい運用手順は、本報告書参照)。

なお、現・建設監理課では在庫切れを回避するため、2 週間に 1 度の頻度で全ての在庫を数えて実在高をエクセルの発注管理ファイルに毎回記録に残し、品目ごとに設定した発注点に達すると「要発注」サインを自動表示させている。そして「要発注」となった品目を漏れなく発

注するため、一括管理を開始した令和3年度以降は、発注漏れで業務に支障をきたすことは発生しておらず、かつ、以前よりも事務用品の購入量は減少したとのことである。しかし、現在の手順では、各課の担当者が払い出した事務用消耗品の記録は不要となっている。

2. 監査の結果及び意見

市は、より適正な管理をするためには、各課の担当者による払出数量も記録に残し、理論上の在庫数を明確にした上で、定期的に実地棚卸を行うことが必要となる。この方法を採用することにより、品目ごとの払出数量が詳細に判明してコスト・コントロールに役立つとともに、誰が何をいくつ払出したかが当事者以外に知られることになり、事務用品を大切に使う意識の醸成や牽制機能の向上が期待できる。

講じた措置の内容【措置・改善済】

部内事務用消耗品の在庫数を適正に管理するため、令和5年3月から、建設監理課の管理下にある事務用品収納棚の扉に「事務用消耗品の払出簿」を備え付け、各課の担当者が実際に払い出した事務用消耗品の数量を当該払出簿に記載することとしました。

(建設監理課)

(意見4-2) 情報セキュリティに関する監査の未実施について (本報告書 99 頁)

1. 事案の概要

「大津市情報セキュリティポリシー」の対策基準では、情報セキュリティに関する監査や自己点検について規定されている (内容は、本報告書参照)。

土木積算システム「創積21」が平成18年10月に導入された後に、監査及び自己点検が行われているか確認したところ、監査実施時点 (令和4年9月) までにおいて監査がまったく実施されていないことが判明した。この状態がさらに続けば、情報セキュリティポリシーの遵守状況を適時に確認できていないと言え、情報セキュリティ対策が徹底されない状態や情報セキュリティ対策が業務運用の変化に対応できていない状態が長く継続される可能性がある。

2. 監査の結果及び意見

市は「大津市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する監査について、現・建設監理課と政策調整部情報システム課が実施時期を定めた上で、計画的に実施すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

土木積算システム「創積21」の導入時以前から、情報政策課にて毎年度全所属を対象にセキュリティセルフチェック (自己点検) を実施することで、人的セキュリティ対策を行っているところです。

一方、情報セキュリティ監査については、総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を基に、情報セキュリティ対策の充実を目的として、平成31年度の本市情報セキュリティポリシーの全面的な見直しの際に、これまでのセキュリティセルフチェック (自己点検) の実施に加え、毎年度の情報セキュリティ監査について明文化しました。

それ以降、情報セキュリティ監査につきましては、情報政策課にて中期計画を始め各種計画を定めて計画的に実施しており、システムが取り扱う情報資産に応じて優先度を設け、令和元年度から令和3年度にかけては特定個人情報を取り扱うシステム、令和4年度から令和6年度にかけては主に個人情報を取り扱うシステムの監査を実施しております。

今後は、令和6年度末をもって特定個人情報及び個人情報を取り扱うシステム所管課の監査を完了する予定であり、建設監理課所管システムを含むその他システムは令和7年度以降に監査を実施する予定としております。

(情報政策課、建設監理課)

(意見4-3) 随意契約の金額妥当性の確認漏れについて (本報告書 100 頁)

1. 事案の概要

積算システム「創積21」の保守契約と改修契約に係る令和3年度の決裁稟議書(ソフトウェア改修業務委託、随意契約、2,420,000円、消費税込み)を確認したところ、政策調整部情報システム課への査定依頼が行われなまま決裁済みとなっていた。

システムに関する契約金額は、所管課が必要に応じ政策調整部情報システム課に金額の査定依頼をし、その金額の合理性について確認する手続がとられているが、この点につき明文化したルールはないため、その都度所管課の判断で査定依頼が決まるとのことである。しかし、前述のとおり所管課と異なる課が査閲する意味は内部統制や適正な事務遂行の観点から重要であり、随意契約を理由にシステム課の査閲なしで契約できることは望ましくない。

2. 監査の結果及び意見

査閲して契約金額を変更させることは難しい場合があるとしても、市全体のシステム関連の契約の情報を情報システム課に集めることで知見が高まり、情報システム課が各課のシステム関連の契約に将来的なアドバイスを行うことができれば、所管課にも有意義な情報を得ることが可能になる。

よって、今後は随意契約による場合であっても、情報システム課に査定依頼し見解を徴取することにより、契約金額の妥当性を検証するルールの整備と運用を検討されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

システム関連の契約の情報政策課への査定依頼については、チェックリストにより確認することとしました。

(建設監理課)

(意見4-4) 大津市地域公共交通活性化協議会の議論の活発化について (本報告書 101 頁)

1. 事案の概要

大津市地域公共交通活性化協議会は民間鉄道会社、民間バス会社をはじめとし、警察や行政、地域住民など多様な立場の構成員により構成される市の地域交通のあり方を検討する会議体である。その議事録を閲覧したところ、鉄道やバスの減便や廃止の話、デマンド型乗合タクシーの稼働に関する議論がほとんどであり、建設的な交通ネットワークの議論や委員全員が発言するディスカッションの時間がとても短いか、ほとんどないことが判明した。

同地域公共交通活性化協議会の会長には大津市地域公共交通活性化協議会設置要項第4条第2項に基づき副市長が就任することとなっており、地域交通政策課は同地域公共交通活性化

協議会の事務局として、立場の異なる関係者の間をつなぎ関係を醸成していく役割を担っている。一方で、同地域公共交通活性化協議会の活動は市の事務事業評価の対象となっている。令和3年度の事務事業評価シートには「協議会が事業主体となって様々な活性化施策を推進することにより、」との記載があり、有効性の評価ではC評価になっており、事務局の活動がまだまだであることが考えられる。

2. 監査の結果及び意見

事務局の役割発揮の一つとして、建設的な議論の活発化のために、対外的には各委員や関係者とのコミュニケーションを深めることや、対内的には地域交通政策課の業務として、他の関連部署との協働や情報交換の場を設定し臨機応変に行うことを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

当課では、これまでも地域公共交通課題に対し、交通事業者をはじめ、関係者による議論を踏まえ対策を検討し、同協議会で協議するとともに、事業を実施してきました。

令和4年度は、原油価格の高騰に対して、各交通事業者と協議を重ね、本市として支援を実施しました。

今後も、関係者等と連携を密にし、地域公共交通の活性化に資する事業を実施します。

(地域交通政策課)

(意見4-5) デマンド型乗合タクシーの利用状況の地域別格差について (本報告書 101 頁)

1. 事案の概要

大津市地域公共交通活性化協議会において検討される内容は、各地域における地域組織で出された意見が前提になっている。デマンド型乗合タクシーも同地域公共交通活性化協議会で検討される議案の一つであり、地域住民からの要望を受けて実証運行をスタートさせた経緯がある(デマンド型乗合タクシーの内容は、本報告書参照)。

市の地域交通は市営がなく民間鉄道と民間バスに依拠せざるを得ず、エリアによっては利用者減少により、経営が成り立たないため減便や廃便を余儀なくされているのが実情である。デマンド型乗合タクシーはその代替となる重要な交通手段であり、公金が投入されていることを鑑みれば、どの地域においても乗合による利用率を高めることが求められるが、現在の利用状況は運行地域によって差が生じている状態にある。

地域交通政策課の調査分析によると、まちづくり協議会等が発足し交通課題を自分事として捉え、自発的な地域活動が活発なエリアでは、デマンド型乗合タクシーの利用状況も良好である一方、地域活動が活発に行われていないエリアでは、デマンド型乗合タクシーの利用状況が低いという結果が現れているとのことである。

2. 監査の結果及び意見

乗合による利用率の向上には市民による認知と理解が必須である。そこで、地域交通政策課は市民に対し、少し不便を伴うが将来にわたり長く交通手段を維持する将来像と、今何も手立てを行わないまま交通手段が減少する将来像を提示して、その差をわかりやすく解説することが必要である。更に、公金の有効活用と市民の生活しやすさのバランスにも配慮しながら、市と市民が今行動しなければならないことを共有し協働することを通して、市民の当事者認識を

<p>高める活動を行うことを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【取組中】</p> <p>デマンド型乗合タクシーを導入している各地域においては、地域住民、交通事業者、行政の三者協働により取組を進めてきました。</p> <p>令和4年度は、同タクシーの持続可能性の向上を目的に、地域住民と地域交通の将来を見据えた協議を重ね、令和5年4月からのダイヤ制導入、運賃改定などを協働で実施しました。</p> <p>今後も、三者協働により持続可能な運行を目指し、利用促進に向けた更なる周知啓発や、利便性と効率性の向上に資する取組を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(地域交通政策課)</p>
<p>(意見4-6) 地域交通施策に対する市の財源の見直しについて (本報告書102頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>5年に1回実施する市民の意識調査結果をまとめた「令和元年度 大津市のまちづくりに関する市民意識調査 (最終報告書)」によれば、市民の地域交通施策に対する重要性は5年前に比べ順位は9位、評点は0.29点高まっているのに対し、満足度は5年前に比べ順位は29位、評点は0.29点下がっている。特に満足度の順位は、全40施策のうち最も減少している (重要性と満足度の比較は、本報告書参照)。</p> <p>最近の地域交通の充実を図る施策には、民間バスや民間鉄道以外の移動手段との連携がある。地域密着型の小売店による買い物客向け配送サービスとデマンド型乗合タクシー利用促進キャンペーンなどであり、直接地域交通に携わらない事業者との新しい活動などが検討されている。これ自体は望ましい動きであるものの、地域交通施策に割り当てられる市の財源が少ないからこその工夫であり、この工夫を中心にして市民の満足度を上げるには相当な時間が掛かると考えられる。</p> <p>また、社会福祉協議会では住民から地域交通に関する相談が近年増加していることを受け、協議会事業として、移動・外出支援研修会などを実施し、先進事例を地域住民に共有する動きも見られるとのことである。その一方で、同まちづくりに関する市民意識調査の自由回答を閲覧すると、定住意向がない市民の回答には地域交通の不便さを挙げる人が目立った。特に高齢者になると住み続けることが難しいという意見が散見されている。</p>
<p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>これらの実情から考えても、市に住み続ける市民にとって地域交通の充実は既に切実な段階にあると言えることから、地域交通施策に財源を割り当てるよう、市全体の財源配分を見直すことを検討されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【取組中】</p> <p>今後も、市民ニーズに沿った持続可能な地域交通施策の実施に必要な予算の確保に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(地域交通政策課)</p>
<p>(意見4-7) 大津市バリアフリー推進協議会における事業見直しの対応について (本報告書103頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p>

大津市バリアフリー基本構想は平成 23 年 3 月に策定され、計画期間が 10 年間に設定されていた。10 年が経過した令和 3 年度末時点の進捗状況は、6 割程度は完了しているが、未だ完了していない事業が一定数存在し、中には施設が廃止されてバリアフリー事業が中止されたもの、バリアフリー事業が完了した後に施設廃止が決定されたものが生じているのが現状である。

2. 監査の結果及び意見

都市基盤を整備する事業計画の場合、10 年の間に人口動態の変化や住民や来訪者の行動様式の変化が生まれる可能性、それにより整備計画が現実にそぐわなくなる可能性について予想すべきである。そして多額の公金投入や関係者の設備投資が前提となる事業であるため、市が主導して、10 年間の経過を待たずに定期的計画的に事業見直しを行うことが必要であったと考えられる。

市は今後、バリアフリー基本構想の見直しの際に、性別、年代、来訪目的ほか多様なプロフィールの利用者を想定し、当事者の意見を盛り込むためのアンケート調査や意見聴取の場への当事者の出席要請など工夫を凝らした対応を検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

次期バリアフリー基本構想の策定においては、関係団体等の意見聴取を行い、バリアフリー推進協議会で情報共有を図りながら、評価手法などについても議論していきます。

(地域交通政策課)

(意見 4-8) 自転車等放置禁止区域の見直しについて (本報告書 104 頁)

1. 事案の概要

自転車等放置禁止区域の指定について定期的に指定区域の見直しが実施されていないため、過去に設定された区域が変更されることなく公表され続けられている状況が見受けられた。当該事象は、大津市自転車等の放置防止に関する条例において自転車等放置禁止区域の変更及び指定解除が定められているものの、その要件が明確に定められていなかったこと及び所管課においても変更に関する明確なルールがなかったことから、過去に設定された区域が変更されることなく公表され続けられたものである。

現状のままでは他の駅周辺の状況が悪化した場合や自転車等放置禁止区域の状況が改善した場合において、適切に自転車等放置禁止区域を指定、変更及び指定解除することが困難な状況にあると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

今後においては、同条例第 1 条の「駅前広場等における自転車等の放置を防止することにより、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」という目的に鑑み、自転車等放置禁止区域の指定、変更及び指定解除の要件を明確化し、定期的に見直しが行なわれるようルールを整備することにより、適切な運用を図る必要がある。

講じた措置の内容【その他 (見解相違)】

放置禁止区域に指定することによる抑止効果にも意義があるものと考えことから、指定解

除のルール化は考えていません。

また、新たな指定については、放置自転車等の状況に合わせて、条例の目的に鑑み、検討していきます。

(建設監理課)

(意見 4-9) 無人駐輪場の管理について (本報告書 105 頁)

1. 事案の概要

無料の駐輪場については指定管理者の管理対象となっていないことから、所管課の職員が定期的に状況の確認、清掃等を実施している。しかし、当該実施に関する報告書等がなく、後日において実施状況の確認ができず、また利用状況についても把握することができない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

無料の駐輪場についても、定期的に巡回し設備状況の点検、利用状況の把握等を実施しているのであれば、当該状況について報告書を作成することにより、今後の改修計画や利用状況に応じて設備の拡大縮小等の判断資料とすることで、より円滑な管理が可能となる。

市は、今後においては、巡回の実施時に実施報告書を作成し、有料の駐輪場と同様に状況を把握できる体制を整備する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

駐輪場ごとにチェック項目を記載した実施報告書を作成し、現場写真と共に課内回覧を行い、状況の把握・共有を行うこととしました。

(建設監理課)

(意見 4-10) 指定管理者の履行確認手続について (本報告書 105 頁)

1. 事案の概要

市内の有料の駐輪場については指定管理者に運営を委託しており、仕様書に従い指定管理者から所管課に対して月報、完了報告書の提出がなされている。所管課においては、当該提出書類の確認が実施されているが、履行確認書、検査調書等の書面が作成されておらず、履行確認業務を実施した証跡が保存されていない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

当該事象が発生した主な要因としては、そもそも履行確認に係るマニュアルや手順書等が存在しておらず、どのような確認手続を実施すべきか、またどのような証票を作成すべきか等の手続が明確に決まっていないことが考えられる。また、ルールが存在しないことから、履行確認手続は担当者の判断で実施され、属人的になるリスクも存在する。

市は今後、履行確認業務については、チェックリスト等を事前に作成しておき、仕様書に従い適時適切な報告がなされていることを確認し、当該チェックリスト等を根拠に履行確認書を作成することで、履行確認業務が適切に実施されている証跡とすべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

仕様書に基づいたチェックリスト兼履行確認書を月次報告時の提出書類とし、双方でチェックできる体制としました。

(建設監理課)
(意見 4-11) 双方代理回避に対する対応について (本報告書 105 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>瀬田駅前自転車駐車場用地について市は南大萱財産区より土地を賃貸借しているが、南大萱財産区の財産管理者は市長が兼任していることから、契約に際し双方代理に該当しないよう契約上は副市長名で契約を実施している。しかしながら、当該契約賃料の減免の申請については市長名で文書が提出されており、双方代理に該当する可能性がある状況が見受けられた。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>地方自治体の双方代理については、過去においてその効力について争いがあり、当事者間の利益が相反する場合においては民法第 108 条の類推適用が認められていることから、市は、双方代理に該当しないよう減額の申請についても副市長名で文書を作成するよう対応が必要である。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>令和 5 年度の減免申請から副市長名で文書を作成しました。</p> <p style="text-align: right;">(建設監理課)</p>
(意見 4-12) 賃借料の決定手続について (本報告書 106 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>比叡山坂本駅前自転車駐車場の土地賃貸借契約において、市は賃借料の計算に係る規則がないため、大津市公有財産等管理規則の賃借料の計算に関する規定に従い賃借料を計算しているが、上記土地については実際に契約締結した金額が当該規定の原則的な計算額と乖離している事実が確認された。</p> <p>同規則第 38 条第 2 項においては、原則的な算定額が賃貸借をしようとする土地又は建物の収益性又は近傍類似地の賃借料、若しくは近傍同種の建物の賃借料の水準を考慮して算出した額（以下、「収益性等を考慮して算出した額」という。）と比較して、不相応であると市長が認めた場合においては、当該考慮して算出した額を基準とするとされている。この場合、原則的な算定額ではなく、収益性等を考慮して算出した額を基準として賃料を決定することは認められている。</p> <p>しかしながら、賃借料の計算に係る規則がないことから、例外的に賃借料の計算に関する規定を準用し、かつ、原則的ではない方法で金額を決定しているのであれば、その決定に際してはより慎重に取り扱う必要があり、適切に検討がなされてその検討結果について承認が行われるべきである。だが、当該手続の実施事実を確認する資料については確認できなかった。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>市は今後、適切な検討及び承認手続を経て契約が締結されている事実を事後的に立証するため、上記手続について文書化し保存する必要がある。また、市として賃借料の計算に係る規則又はガイドライン等の必要性についても検討すべきである。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済、検討中】</p> <p>賃借料の決定については、当課における検討結果を文書化し、保存してまいります。</p>

全庁的に統一されたガイドライン等の整備については、関係課と共有し、協議していきます。
(建設監理課)

(意見 4-13) 現金及び現金同等物の確認手続について (本報告書 109 頁)

1. 事案の概要

市は、指定管理者が徴収している駐車料金の徴収業務に関し、売上金の検証を行うため、年に1、2回ほど現場に赴き、精算機から回収した駐車料金がわかるジャーナルと指定管理者が提出している売上報告書の照合を実施している。しかしながら、指定管理者に管理委託している駐車場は5か所あり、年に2回チェックしたとしてもカバー率は相当に低い状況である。

また、駐車場で利用可能なプリペイドカードや回数券、定期券等の現金同等物を指定管理者が発行しており、当該発行枚数、残高等について所管課に報告はなされているが、現金のような確認手続がなされていない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

現金及び現金同等物についてはその性質から盗難・横領等のリスクが高いため、細心の注意を払う必要がある。市は今後、各駐車場に対して月報提出時等の適切なタイミングにおいて確認手続をすべきであり、当該確認作業についても事前にチェックリスト等を作成し、確認手続を明確化するとともに、後日実施事実を確認できるよう確認完了報告書等を作成し文書化しておくことについても留意すべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

指定管理者からの月次報告時に、駐車場毎の駐車料金と精算機のジャーナル等を照合しています。

確認作業時に、チェックリスト等を作成し、確認手続を明確化するとともに、後日実施事実を確認できるよう確認完了報告書等を作成しました。

(建設監理課)

(意見 4-14) 管理受託者の履行確認手続について (本報告書 109 頁)

1. 事案の概要

市は、市内の自動車駐車場について管理受託者に運営を委託しており、仕様書に従い管理受託者から所管課に対して月報、完了報告書の提出がなされている。所管課において当該提出書類の確認が実施されているが、履行確認書、検査調書等の書面が作成されておらず、履行確認業務を実施した証跡が保存されていない状況が確認された。

当該事象が発生した主な要因としては、そもそも履行確認に係るマニュアルや手順書等が存在しておらず、どのような確認手続を実施すべきか、またどのような証票を作成すべきか等の手続が明確に決まっていないことが考えられる。また、ルールが存在しないことから、履行確認手続は担当者の判断で実施され、属人的になるリスクも存在する。

2. 監査の結果及び意見

市は今後、履行確認業務については、チェックリスト等を事前に作成しておき、仕様書に従い適時適切な報告がなされていることを確認し、当該チェックリスト等を根拠に履行確認書を作成することで、履行確認業務が適切に実施されている証跡とすべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

仕様書に基づいたチェックリスト兼履行確認書を月次報告時の提出書類とし、双方でチェックできる体制としました。

(建設監理課)

(意見 4-15) 大津駅南口機械式駐車場撤去に伴う跡地活用について (本報告書 109 頁)

1. 事案の概要

市は、公共の駐車場として現在、5箇所の公共駐車場と7箇所の月極駐車場を運営している。当初は、違法駐車対策を主な目的として整備したものであった。その後、周辺に民間駐車場が充足し一定の役割を終えたものもあることから、市の公共の駐車場のあり方についての方針が検討され、その中で廃止に向けた取組候補の一つとして大津駅南口公共駐車場を取り上げている。

同駐車場は機械式駐車場であるが、有人管理が必要であり、駐車設備の老朽化に伴い維持管理費が増大していることが課題となっており、事業の採算面では赤字を継続したことや自走式への改修や転用が困難であり、公共性が低く、現状では赤字額が大きいため、令和2年3月に閉鎖されている。

2. 監査の結果及び意見

今回、同駐車場を現場視察したが、老朽化した機械式駐車場であることに加えて、両隣にホテル棟と住宅棟があることにより、機械式駐車場の撤去のみならずその後の利活用に様々な制約条件を突き付けられていることが特徴的である。このため、他都市事例にあるような事業を廃止して民間活用するとしても、非常に複雑で難しい選択を求められ、跡地活用の可能性が乏しいことも想定される。

一方で、大津駅南口公共駐車場は JR 大津駅南口改札と直結しており、市にとって極めて交通の利便性の高い位置にある。今後は、上記の複雑な制約条件の中でも、この立地条件を最大限に生かした跡地活用を検討することが求められる。その際、市は都市計画マスタープランや立地適正化計画等、大津市道路及び交通に関する個別計画と連携することはもちろん、まちづくりやにぎわい創出の視点から様々な関係者との連携を始め、民間活力を引き出すサウンディング調査などの実施を踏まえて、跡地活用の実施可能性を検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

大津駅南口機械式駐車場について、跡地活用の実現可能性の検討を引き続き行っていきます。

(建設監理課)

(5) 建設部広域事業課

(意見 5-1) 当初の収支予算になかった項目の市の承認手続について (本報告書 114 頁)

1. 事案の概要

市は、新名神高速道路関連調整事務事業において、大津市南部三学区新名神対策協議会に運営補助金を交付している。令和3年度の運営費補助金申請時には、市は120千円の補助金を交付決定していた。だが、大戸川ダム対策協議会との合同視察研修経費の負担割合を当初の5分

の3から3分の1に変更したことにより、本来なら46,900円の補助金返還の要請をするところ、当初の収支予算にはなかったデジタルカメラの購入や事務用品の購入への充当を認めたことにより、補助金返還要請をしなかった。

同協議会から収支予算の事前の相談があり、市としては了承したとのことだが、協議対応したものを協議録に残しているものの、特に収支予算の変更などの要請や承認手続についての書類は残されていない。

2. 監査の結果及び意見

本事業では、当初の収支予算に含まれてないものを市が承認する手続について所定のルールは定めておらず、どのような場合に市の承認が必要かについて、要件を明確にしないと恣意性が介入するリスクがある。また、予算を超える支出をする場合は、少なくとも団体の内規に基づく収支予算の変更の決定に基づき、市として是非判断の対応をする必要があったと考えられる。こうした変更手続が補助事業の変更に該当するのであれば、補助金交付基準の記載対象に入ってくることも想定される。

以上のことから、補助事業等に要する経費の配分の変更や当初の収支予算に含まれてないものについての取扱いなど、市の承認を要する場合の要件を明記する方が申請者にとっても分かりやすいことから、運営補助金交付基準などにこれらの要件を記載することを検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

補助金交付基準に要件を記載することを検討していきます。

(建設監理課広域事業室)

(6) 都市計画部建築指導課

(意見6-1) 大津市狭あい道路拡幅整備促進計画における重点施策について(本報告書124頁)

1. 事案の概要

市は、良好な居住環境の確保に加えて地域の防災機能の強化を図るため、生活道路整備促進事業について、各種条例や規則を整備し本事業の制度化を図っている。市は本事業を進めるに当たり、大津市狭あい道路拡幅整備促進計画を策定しており、本事業の個別計画として位置付けている。なお、平成23年4月事業開始の本事業による整備延長約2kmを単純に進捗率として求めると、本事業の対象となる道路の総延長約140kmに対する進捗率は0.7%(拡幅工事は片側ずつ行われるため、進捗率は両側に換算して140km×2で計算)と極めて低い数値を示している。

上記計画では地域別生活道路の内訳が記載されているが、市は整備対象となる生活道路の現況についてその実態を把握していない。また、本事業では原則として土地所有者から寄附がない限り市道としての拡幅ができない制度となっているが、地域別に寄附を受けたものや寄附に至らなかったものなどを分析しているわけでもない。

これらのことから、市民が利用する道路の利便性や防災の観点からどの地域の生活道路を重点的に整備するか、あるいは土地所有者からの寄附を促進させるかについて、市は特段の方針や行動計画を示していない状況にある。

2. 監査の結果及び意見

現状の生活道路の整備率が極めて低い状況を勘案すると、この状況を改善するのにもっと上記計画を積極的に進める具体的かつ重点的な施策があつて良いはずである。そのためには、道路の利便性や防災の優先順位の観点から、どの地域の生活道路を重点的に整備すれば本事業の目的達成に貢献するかについて、検討する余地がある。また、申請者に対する個別のヒアリングやアンケート調査などから寄附に至らない要因分析をすることで、その結果から寄附に繋がる対応策を検討することが考えられる。

このように、本事業には制度上の制約がある中で、市は本事業に係る上記計画について、具体的かつ重点的な施策を打ち出して実行することを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

寄附に至らない要因分析を行う意識調査として、令和5年6月から協力を得られなかった申請者に対してその理由を尋ねるアンケートを実施することにしました。

今後、アンケートの結果を基に、事業協力者の拡大に繋がる手法を検討していきます。

(建築指導課)

(意見6-2) 生活道路整備促進事業における目標値の設定について (本報告書 125 頁)

1. 事案の概要

市は、生活道路整備促進事業について、大津市狭あい道路拡幅整備促進計画に基づく事業評価(行政評価)を実施していない。市が土地所有者と拡幅協議を行った結果、事業協力の意向があつたものを進めていく性質のものであるため、事業対象となる生活道路沿いの建築計画の数や協力申出者の見込み等が不確定であり、数値目標の設定が困難であることや事業化に際しての市の裁量が少ないことなどから、行政評価(事務事業評価)の評価対象から外していることによる。

2. 監査の結果及び意見

地方公共団体が公金を投入して事業を実施する際に(個別)計画を策定しているにもかかわらず、その計画の進捗管理と実施状況を評価しないというのは適切な対応とは考えにくい。本事業は事業対象数を市で管理することが難しく、市の裁量が少ない事業であるとしても本事業で成果を上げるためには、市の施策に協力してくれる寄附者をどのような方法で増やすことができるかが課題となる。

この点、市と同様の事業について事務事業評価を行い、生活道路の拡幅事業を積極的に推進するために目標値を設定して、主体的に実行管理をしている静岡市などの事例が見受けられるところである。

市はこうした事例を参考にして、本事業を行政評価(事務事業評価)の対象としないとしても、対象件数と協議件数、あるいは寄附件数と助成金や奨励金の件数との相関関係はあると思われることから、少なくとも所管課としてはこれらの件数について過去の実績等から勘案して目標値を設定し、そのための施策を実施した上で、事業評価することを検討されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

「大津市狭あい道路拡幅整備促進計画」の事業評価については、計画を包括している「滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり計画」において、拡幅整備の進捗状況(目標達成

状況)が確認できるという視点から道路延長を用いた拡幅整備率を指標として事業評価を行っており、今後もその計画期間に合わせて事業評価を実施していきます。

(建築指導課)

(意見6-3)生活道路整備促進事業のより一層の推進と今後の対応について(本報告書126頁)

1. 事案の概要

市の生活道路整備促進事業における整備状況は本事業の対象約140kmに対する整備率で0.7%と極めて低い状況であり、制度上の所々の制約がある中で少しでも改善するための手法として以下の事項が考えられるので、市は実施可能性について検討されたい。

2. 監査の結果及び意見

ア) 土地所有者の土地の無償使用の可能性について

生活道路整備促進事業は、生活道路に面した敷地を有する土地所有者から土地を寄附することを前提にしているが、市が土地所有者の土地を無償使用することも選択肢の一つとすることが考えられる。

市は、土地の無償使用の場合に発生する事務管理手続の煩雑や困難さ、経費負担など道路管理上における様々な問題を取り上げて土地の無償使用は原則として認めていない。だが、寄附の件数がさほど伸びていないことも事実であり、土地所有者に寄附と並行して土地を無償使用する方法を選択肢として明示することにより、生活道路の拡幅が進む可能性があると考えられる。市は、少なくとも土地の無償使用の要否について市民アンケートを取るなど、土地所有者である市民等の意向を調査した上で、土地所有者の土地を寄附と併せて無償使用する方法の可能性を検討されたい。

イ) 生活道路整備促進事業におけるホームページの周知・PRについて

市のホームページの情報では、本事業の制度や手続の流れを示すものとしての詳細は理解しやすい反面、かなりの情報量であり通り一遍の情報になっている。市のホームページの情報が本事業の対象者を含めた市民にとってどのような意味を持ち、どんなメリットがあるかをわかりやすく伝える動線の設定について、工夫の余地があると思われる。たとえば、市の各種支援としての助成金や奨励金が他都市と比して手厚いのであれば、それらをもっとアピールするとともに、具体的な事例として助成金や奨励金の金額を示すことが考えられる。

また、市のホームページにおける本事業の活用の誘引として、YouTubeなど動画を用いたわかりやすい情報発信ツールを掲載することも考えられ、本事業のより一層の促進について、更なる市民への周知と情報発信が必要と考える。併せて、滋賀県建築士会をはじめとする建築関係機関や不動産協会、土地家屋調査士協会などへの周知や研修会の開催についても、情報発信の具体的な連携方法を検討されたい。

ウ) 生活道路整備促進事業の財源確保について

本事業の財源として、社会資本整備総合交付金の活用がある。この交付金が本事業の財源に占める比率が高いことから、市が本事業を継続する際の制約条件として社会資本整備総合交付

金を手当てできるかどうかが課題となる。現状では、社会資本整備総合交付金が今後も継続的に保証される制度にはなっておらず、仮にこの交付金が活用できない場合は、本事業の規模の縮小や廃止などの影響が想定される。

社会資本整備総合交付金制度が直ちに廃止されることは考えにくいとしても、縮小する可能性も考えられることから、本事業の安定的な事業継続に向けた財源確保についても検討する必要がある。そのためには、本事業の必要性と費用対効果だけでなく、事業の計画的な実施と目標の設定による進捗管理を行うことについて、庁内の合意形成に向けた対応を検討されたい。

講じた措置の内容

ア) 【その他（現状維持）】

土地の無償使用の可能性について検討しましたが、他の自治体でも官民境界の位置が一致しないこと等で道路の管理部分の複雑化が問題となっていることや、借地部分の所有権移転や相続発生時には新たな所有者との間でトラブルになるおそれもあることから、本市では公衆用道路の底地と表面管理は一体であるものと考えています。よって、生活道路拡幅整備事業を進めるためとはいえ、課題の多い無償使用を実施していくことは考えていません。

イ) 【措置・改善済】

当事業のホームページについて、整備した工事の内容が一目見てわかるよう写真の配列を変更するとともに施工事例にはそれぞれ説明文を添えるなど、事業の重要性や魅力が最大限に伝わるよう再編集を行いました。

また、事業パンフレットはリニューアルを行い、ホームページにアップしたほか、市内の建築・不動産関係団体（11団体）へ事業協力の依頼文とともに送付することとしました。

その他、当事業は利用できる対象者が限定されており、事業実施箇所の沿線で一体的に整備を進めていくのが望ましいことから、一般的なSNSで広域的に情報発信するのではなく、事業実施箇所の近隣者の理解と協力を深めるための新しい説明資料を作成し、5月以降の境界等の立ち合いの場では直接説明するよう改善しました。

なお、新たに作成したパンフレットや資料にはQRコードを貼付しており、事業の詳細は手元のスマートフォンやタブレットから簡単にホームページへアクセスすることができるようになっていきます。

ウ) 【方針決定】

主要財源である国庫（社会資本整備総合交付金）については、交付対象期限が令和5年度（令和6年3月31日）までとなっていることから、時限的な交付金制度ではなく継続的な財政支援制度に転換してもらえよう要望を行ってまいります。

（建築指導課）

(7) 都市計画部市街地整備課

（意見7-1）道路土地の現況における情報共有について（本報告書 132頁）

1. 事案の概要

都市計画道路3・4・50号桜かや線改良事業については、平成26年以降用地取得を進めており、その間地権者との交渉が難航していたが、監査期間中に地権者との交渉が妥結し、今後は道路拡幅工事等を進めることができることとなった。こうした用地買収は地権者との交渉が長

引くことがあり、所管課としては道路工事が完了しないと道路を管理している路政課に道路土地を移管しない仕組みになっており、その間は所管換えが行われずに所管課で管理することになる。しかし、このような道路土地の現況について、所管課は特段、組織として路政課と情報共有をしていない。

2. 監査の結果及び意見

道路土地の現況については、現状では、区域変更、市道認定、整備に伴う事前協議等で所管課は路政課と担当者間で随時協議をしており、買収済の土地は土地台帳一覧やGIS（道路地図システム）で検索すれば、各土地の状況が各課で把握をすることができる仕組みはあるとのことである。

しかしながら、路政課としては、所管課からの所管換えの申請がない限り、どれくらいの道路土地が所管換え待ちの状況にあるかを把握することはできない状況にある。本件で言えば、桜かや線改良事業の用地買収が完了しておらず地権者との交渉が難航して道路供用開始の時期が未定である状況について、所管課が路政課と情報共有して協議した形跡は認められなかった。

市として、道路法上で管理すべき道路土地の現況や更新状況を全体的に管理する必要があると考えられることから、所管換えした道路土地、所管換え待ちとなっている道路土地、所管換えが困難な未利用の道路土地などの現況を適時適切に把握するために、道路土地の現況における更なる情報共有の仕組みの構築と運用を検討されたい。

講じた措置の内容

【方針決定】

当該事業については今年度末で完了する予定であるため、事業完了後、謄本や地積測量図などの資料とともに取得用地を路政課へ引き渡します。また、今後当課で予定している事業で用地取得が予定されているものについて、定期的に路政課と情報共有を行うよう努めていきます。

(都市魅力創造課)

【取組中】

現状として新設道路を建設している各課から所管換えの申し出が随時ありますが、今後も円滑に処理できるよう、当該各課への情報提供依頼を定期的に行うなど、担当課との情報共有に努めてまいります。

(路政課)

(意見7-2) 都市計画道路3・4・50号桜かや線改良事業の評価と公表について（本報告書133頁）

1. 事案の概要

都市計画道路3・4・50号桜かや線改良事業の目的は、堅田駅西口地区の活性化と交通の円滑化と機能的な幹線道路のネットワークの形成を図るとともに、歩車道分離による歩行者の安全な空間の確保を行うとしているが、市は本事業について施策評価や事務事業評価の対象となっていないため、事業評価を公表していない。

しかしながら、およそ地方公共団体が公金を投入して事業を実施しているにもかかわらず、

当該事業の進捗管理と実施状況の評価して公表しないというのは適切な対応とは考えにくい。

2. 監査の結果及び意見

今回の監査で、仮に現時点において本事業を評価するとした場合を確認したところ、たとえば、事業目的との関連性の評価は「用地取得が完了していない残る1件の地権者との交渉が難航し、任意協議による用地取得が困難な状況であることから、事業目的は現時点において、未達成である（令和4年度以降に達成となる。）」と評価することになるとのことである。

このように、市は所管課において桜かや線改良事業の評価ができることから、その結果について施策評価や事務事業評価の対象となっていなくても、所管課としてその進捗状況について一定の評価を行うとともに、適時の公表を検討されたい。

講じた措置の内容【方針決定】

当課で現在事業を進めている都市計画道路 3.4.50 号桜かや線については、事業期間が今年度末までとなっており、事業完了の後、評価結果を公表する予定です。

(都市魅力創造課)

(意見 7-3) 膳所駅周辺整備推進事業のより一層の推進と今後の対応について（本報告書 135 頁）

1. 事案の概要

市は、膳所駅周辺整備推進事業についてサウンディング調査結果を議会に報告し、今後の駅南側駅前広場の整備に向けて周辺土地所有者の意見、意向を確認しながら整備の方向性について検討を進めるとしている。現時点では土地所有者からの意向は示されていないものの、市街地再開発事業など事業手法を検討しながら整備の方向性を見定めたいとして、現時点で確定した実施方針、スケジュールは策定していない状況にある。

市は、PPP/PFI 手法の検討や実施方法等を定めた「大津市 PPP/PFI 導入と優先的検討規程」や「大津市 PFI 導入ガイドライン」を策定しているが、こうした規程等に基づく具体的な対応は今後の課題となっている。

2. 監査の結果及び意見

サウンディング調査結果から、南側駅前広場を単独で整備した場合の周辺の土地利用を阻害するおそれなど認識されている課題は相互に関連影響するものであり、市が本事業を効果的効率的に進めるためには、特に事業手法の整理など、今後も民間の専門的な知見等の活用が求められるものと考えられる。

市も現時点では、南側駅前広場の用地は民間事業者が所有するものであり、PPP/PFI 手法の導入については膳所駅南側の整備の方向性が見えた段階で事業手法の一つとして検討すべきという課題認識は持っている。このため、周辺土地所有者のメリットのある整備手法について、更なるサウンディング調査や民間提案制度などの PPP/PFI 手法を導入するとともに、市民の利便性だけでなくまちづくりや観光との連携を視野に入れた戦略を策定し、スピード感を持って整備案や基本方針を市民に公表することを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

今年度に膳所駅南側駅前広場整備手法検討等業務を委託しており、当該業務の中で受託業者

とともに周辺地権者や地元自治会など関係団体等へのヒアリングを行い、民間の専門的な知見等を活用しながら、南側駅前広場の規模、機能、在り方や事業手法、南側周辺の土地利用について検討を進めていきます。

(都市魅力創造課)